

## 業務仕様書

## 1. 業務名

令和 7 年度山鹿市国民健康保険特定健診受診勧奨業務委託  
(以下、「本業務」という。)

## 2. 委託の目的

山鹿市（以下「甲」という）は、国の設定する全保険者の受診率 60%という目標の実現に向けて、受託業者（以下「乙」という）へ必要なデータを提供し、そのデータを活用した効率的・効果的な通知文書による受診勧奨施策を乙が立案・実施し特定健康診査受診率向上を図ることを目的とする。

## 3. 甲が行う業務

## (1) 関係データ等の提供

甲は本業務に使用するため、健診結果データ、勧奨通知文書送付用宛名データ、勧奨通知文書送付用健診受診済者データ、受診勧奨業務除外対象者データを乙に提供する。データファイルの内容、レイアウト等については甲と乙が協議し決定する。

## (2) データ等の提供方法

データの提供に当たっては、契約締結後、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

## 4. 乙が行う業務

## (1) 業務事業計画書の作成

契約締結後、企画提案した内容に基づき、受診勧奨の実施時期、甲からのデータ提供希望日など詳細なスケジュールを記載した事業計画書を作成し提出する。なお、実施のスケジュール作成に当たっては、事前に甲と乙で協議の上で行うものとする。

## (2) 特定健診受診勧奨のためのデータ分析

甲が提供するデータ等について、乙は独自の手法を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

## ア データ加工

甲が提供する各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する。

## イ 対象者の抽出

過去の健診受診状況やレセプト、特定健診の結果情報等のデータ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値(受診確率)を算出し、勧奨すべき対象者を特定する。

## ウ 対象者の分類

イにより健康意識等のデータを分析し、特徴別に次の 3つ以上のグループに分類する。

- ① 年度末年齢が 40 歳となる者
- ② 生活習慣病等により医療機関への定期的通院がある者
- ③ ①～②以外の者で特定健診受診が見込めるもの

エ 対象者の決定

受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

オ 勧奨方法の決定

勧奨方法については、対象者の特性に応じ、郵便の他効果が見込める方法等について、甲と協議の上決定する。

(3) 受診勧奨業務

乙は、次のとおり受診勧奨を実施する。勧奨数は 2,000 件程度とする。

ア 対象者

(2) により決定した受診勧奨すべき対象者（除外対象者については、甲が提供するデータを基に、事前に抜粋すること。）のうち、甲が合意した者。

イ 通知物内容

通知物（受診勧奨用資材）については、勧奨対象者の特性に応じ内容を変えるなど効果的な通知物とする。

ウ 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

エ 通知物の宛名印字、送付など

宛名印字に関しては甲が提供するデータを基に、漢字又はカナ印字にて乙が行う。また、転居情報などは、甲が提供する情報を全て反映しているものとする。

送付については、送付先の誤りがないよう個人情報保護に配慮し、最小限の費用で実施できる方法を選定し、勧奨時期については、甲と協議の上適切な時期に行うものとする。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲が事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を行う。

カ 受診勧奨対象者の最終決定

甲が提供する既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者（転出・死亡等による。）の情報は、原則発送日の 1 週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。また、通知文書発送前に、分類別に対象者リストを作成し、甲に提出すること。

キ 通知文書の印刷、封入、封緘業務は乙が実施する。

ク 通知文書の送付方法については、送付誤りが発生しないよう、適切な個人情報保護

対策が取られた方法とすること。

ケ 通知文書の送付に係るすべての費用は、本業務の契約金額に含むものとする。

コ サンプル納品

分類別対象者リスト提出時速やかに、甲に対し各 10 部のサンプルを納品する。

#### (4) 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

乙は委託期間中、次のとおり甲に対して報告を行う。

ア データ分析結果報告業務

(2) に定めるデータ分析の結果(対象者の特性に応じた分類の結果)、受診勧奨の優先順位が確認できるもの、それに準じた受診勧奨対象者リストについて報告を行う。

イ 期中報告

乙は、一度目の受診勧奨通知ののち、委託期間中の受診結果データに基づく効果検証を実施し、その結果について報告を行う。その際、今年度・次年度の事業提案も併せて行うものとする。

ウ 年度末報告業務

受診勧奨事業実施による効果及び受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について、効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。また、この効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

### 5. 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、業務完了後(年度末報告業務終了後)に行うこととする。

(2) 委託料の請求に当たっては、完了した業務の内訳が確認できる事業報告書等を添付すること。

### 6. 甲・乙が行う業務

(1) 委託業務の開始に当たり、甲と乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

(2) 打合せ場所や日時、方法については、甲と乙が協議の上で決定する。

### 7. 情報の保護

(1) 乙は、下記のア又はイ等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。

ア プライバシーマーク

イ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)

(2) 甲、乙の双方は、本業務の履行に当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出はこれを行ってはならない。

(3) 乙は、本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講ずること。

(4) 乙は、個人情報に関して事故が発生した場合を想定し、事後の被害が拡大しないよ

- う、すみやかに対応できる体制を確立しておくこと。
- (5) 委託業務完了後、乙は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに甲に引き渡すものとする。また、乙のシステムにデータを取り込んだ場合には、速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、甲へ報告を行うこと。

#### 8. 個人情報の収集

- (1) 乙は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理にあたること。
- (2) 乙は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律および山鹿市個人情報保護条例を遵守するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

#### 9. その他

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器などの準備、運搬等に係る費用はすべて乙の負担とする。
- (2) データの受け渡しにあたっては、セキュリティ対策を講じるものとする。
- (3) 甲が要請する緊急の連絡や協議に乙は迅速に対応するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。